

## 議案第 2 号

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

施設の名称を我孫子市高齢者福祉センターつつじ荘に改め、我孫子市西部福祉センターの廃止を考慮して開館時間を延長するとともに、65歳未満の者に係る使用料を有料とするため提案するものです。

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p><b><u>我孫子市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></b></p>	<p><b><u>我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></b></p>								
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>								
<p>第1条 この条例は、<b><u>我孫子市高齢者福祉センター</u></b>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<b><u>我孫子市老人福祉センター</u></b>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>								
<p>（設置）</p>	<p>（設置）</p>								
<p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定<b><u>により</u></b>、<b><u>同法第20条の7に規定する老人福祉センターとして我孫子市高齢者福祉センター</u></b>（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定<b><u>に基づき</u></b>、<b><u>我孫子市老人福祉センター</u></b>（以下「センター」という。）を設置する。</p>								
<p>（名称及び位置）</p>	<p>（名称及び位置）</p>								
<p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b><u>我孫子市高齢者福祉センター</u></b> <b><u>つじ荘</u></b></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<b><u>我孫子市高齢者福祉センター</u></b> <b><u>つじ荘</u></b>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b><u>我孫子市老人福祉センター</u></b> <b><u>つじ荘</u></b></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<b><u>我孫子市老人福祉センター</u></b> <b><u>つじ荘</u></b>	略
名称	位置								
<b><u>我孫子市高齢者福祉センター</u></b> <b><u>つじ荘</u></b>	略								
名称	位置								
<b><u>我孫子市老人福祉センター</u></b> <b><u>つじ荘</u></b>	略								
<p>（開館時間及び利用時間）</p>	<p>（開館時間及び利用時間）</p>								

第4条 センターの開館時間は、**午前9時30分**から午後4時（浴室にあつては**午後3時30分**）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) **高齢者**の健康の維持増進のための相談に関すること。
- (2) **高齢者**の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3)及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を**乱す**おそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする**興行**その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、**減額し、又は免除する**ことができる。

第4条 センターの開館時間は、**午前10時**から午後4時（浴室にあつては**午後3時**）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) **老人**の健康維持増進のための相談に関すること。
- (2) **老人**の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3)及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を**みだす**おそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする**興業**その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、**減免する**ことができる。

区分		金額
第7条本文 に規定する 者	60歳以上65 歳未満	1回100円
	65歳以上	無料
	市内又は茨 城県取手市 の居住者	1回100円
第7条ただ し書に規定 する者	上記以外の 者	1回300円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第7条本文に 規定する者	無料
第7条ただし 書に規定する 者	市内又は茨城県取手 市の居住者 1回100 円 上記以外の者 1回3 00円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条第1項ただし書及び第10条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。